

令和2年6月16日

厚木市複合施設運営方針検討業務委託

技術提案に関する質疑事項及び回答

厚木市複合施設運営方針検討業務委託の技術提案に関する質疑事項に対して、次のとおり回答します。

No.	資料名称 ページ 項目	質問事項	回答
1	仕様書（案） P2 3 業務内容 (3) 事業者選 定準備支援補 助	「別途業務の事業者選定準備支援業務」の業務内容及びおおそのスケジュールを示されたい。	「事業者選定準備支援業務」の業務内容及び契約期間は、次のサイトに公表していますので、御確認ください。 なお、契約期間中のスケジュールについては、契約締結後に受注者と協議のうえ決定するため、現在のところお知らせできる情報はありません。 ○事業者選定準備支援業務 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/nakatyou2-2/senteisien/d048889.html ↑上記サイトの「関連ファイル」の「仕様書（案）」を御確認ください。
2	実施要領 P6 5 プロポーザ ル実施時の留 意事項 (2) 提案数	参加表明書の提出は1者につき1件のみとあるが、共同体（コンソーシアム）での申請の場合、代表企業のみが提出すればよいか。	協力企業等に本業務の一部を再委託する予定がある場合は、技術提案書の提出書類「業務体制表（第5号様式）」に協力企業等を記載してください。 ※参加表明に関する質疑の際に提出された項目ですが、技術提案にも関係する内容であるため、再掲しています。
3	実施要領 P7 1 参加表明の 提出 (3) 提出方法	参加表明書の提出方法は「事務局への持参」となっているが、郵送での提出は可能か。	郵送等による提出も可とします。 封筒や宛名等には、「厚木市複合施設運営方針検討業務委託応募書類在中」と記載してください。 なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しなかった場合は、いかなる理由があっても本市が責任を負うことはありません。 ※参加表明に関する質疑の際に提出さ

			れた項目ですが、技術提案にも関係する内容であるため、再掲しています。
4	実施要領 P8 2 技術提案書の提出 (5) 提出部数	「副本 12 部は、審査に用いるため、提案者の商号、名称、所在地及び代表者名等を記載しないこと」とあるが、業務体制表（第5号様式）1 ページ目の「商号又は名称」、「氏名」及び「所属・役職」欄についても、副本は空欄とするという対応でよいか。 また、業務体制表（第5号様式）2 ページ目の自由記述欄において、社外協力者を記載する場合、協力者の所属や氏名等についても、副本は削除するものと解するべきか。	業務体制表（第5号様式）に限らず、副本として提出いただく全ての書類には、提案者、管理技術者、協力企業及び再委託先等を特定する情報（会社名、氏名等）は、空欄又は塗消しを施した上で提出してください。 なお、管理技術者、協力企業及び再委託先等が携わった実績を固有名詞等を用いて記載することは差し支えありません。

(参考) 参加表明に関する質疑事項及び回答（再掲）

No.	資料名称 ページ 項目	質問事項	回答
1	仕様書（案） P3 5 その他 (1)	本体工事と内装工事が対象になるか。	厚木市複合施設運営方針検討業務委託の受注者は、複合施設全体の設計又は設計・施工一括業務（質問事項でいう「本体工事」も当該業務に含まれます。）の受注者になることはできませんが、本体工事とは別途業務として発注する予定の内装工事の受注者になることは差し支えありません。
2	仕様書（案） P3 5 その他 (1)	「本施設の設計業務及び設計・施工一括発注」とは、建築本体工事だけでなく内装工事も含むのか。交流機能の内装工事は、建築工事とは別発注か。	「本施設の設計業務及び設計・施工一括発注」には、業務系となる庁舎機能等の内装工事を含めて発注する予定です。 特殊内装となる交流機能の内装工事は、複合施設本体の建築工事とは別途業務として発注する予定です。
3	実施要領 P2 6 業務の枠組み	業務分担イメージのリストには、交流機能の内装工事が含まれているため、内装の知見が必要と考える。それに当たり、内装専門会	複数企業名からなる共同体等による参加表明は受け付けていません。 厚木市複合施設運営支援方針検討業務委託の受注者から再委託を受けた者

		社への本業務の一部委託又は共同体（コンソーシアム）として応募した場合、その内装専門会社は、本施設の内装工事の設計・施工業務を受注することは可能か。	（質問事項でいう「内装専門会社」はこれに含まれると思われます。）が、複合施設全体の設計又は設計・施工一括業務の受注者となることは差し支えありません。また、複合施設全体の設計又は設計・施工一括業務の受注者から再委託を受けることも差し支えありません。
4	実施要領 P6 5 プロポーザル実施時の留意事項 (2) 提案数	参加表明書の提出は1者につき1件のみとあるが、共同体（コンソーシアム）での申請の場合、代表企業のみが提出すればよいか。	複数企業名からなる共同体等による参加表明は受け付けていません。 参加資格を有する者が参加表明書を提出してください。 なお、協力企業等に本業務の一部を再委託する予定がある場合は、技術提案書の提出書類「業務体制表（第5号様式）」に協力企業等を記載してください。 また、技術提案書の質疑事項及び回答の際にも同様の回答を掲載する予定です。
5	実施要領 P7 1 参加表明の提出 (3) 提出方法	参加表明書の提出方法は「事務局への持参」となっているが、郵送での提出は可能か。	郵送等による提出も可とします。 封筒や宛名等には、「厚木市複合施設運営方針検討業務委託応募書類在中」と記載してください。 なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しなかった場合は、いかなる理由があっても本市が責任を負うことはありません。 また、技術提案書の質疑事項及び回答の際にも同様の回答を掲載する予定です。

担 当

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号(第二庁舎14階)

厚木市 都市整備部 市街地整備課

電話番号：(046)225-2470（直通）

F A X 番号：(046)224-4802

メールアドレス：5000@city.atsugi.kanagawa.jp